

国民生活事業の創業支援に係る広報サービス

日本政策金融公庫国民生活事業（以下「国民生活事業」という。）の創業支援に係る広報サービスの調達先を、以下の要領で公募します。

1 必要とするサービス・機能等

次の各号のとおり。なお、各号における要件項目のすべてを満たしていること。

(1) サイトの規模、機能

- ア ホームページ上で提供されるサービスであること。
- イ 創業予定者、創業者向けのサイトであること。
- ウ 月間のUU数が26万人以上のサイトであること。
- エ サイト閲覧者から情報掲載会社あてにセミナーや相談の申込ができる機能があること。
- オ サイト会員数を20万人以上保有し、会員向けにメールマガジン及びメールDMを配信できる機能があること。
- カ 掲載される内容、ページレイアウトは国民生活事業の裁量で自由に決定できるサイトであること。

(2) サイト及び雑誌媒体双方に関連する機能及び相乗効果

- ア 創業予定者、創業者向けの雑誌を発行しており、サイトとの相乗効果が期待できること。
- イ サイト及び雑誌媒体の双方から資料請求が行えるレイアウトであり、管理画面上でID・パスワードを入力すると、資料請求情報が閲覧できること。

(3) 運営上の条件

使用するパスワードは国民生活事業により随時変更できること。

(4) 提案・レポートニング

- ア 国民生活事業のサイトへの閲覧数について、毎月レポートを確認できること。
- イ 国民生活事業のサイトへの閲覧数及び資料請求数、セミナー申込数を高める創意工夫又は提案が、継続的かつ機動的にできること。

2 契約期間

平成30年8月10日から平成31年3月31日まで（予定）

3 参加者の資格

- (1) 過去3年間（平成27年4月1日以降）に、政府系金融機関、民間金融機関（銀行、信用金庫、信用組合又は生命保険会社をいう。）に対し類似の業務内容についてサービス提供実績があること。
- (2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること、又は申請書類により同等であると確認できる者であること。
- (3) 次の各項に該当しない者であること
 - ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者

- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (6) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者
- (7) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

4 申込方法

参加を希望する者は、平成 30 年 7 月 13 日（金）15 時 00 分までに、参加申込書（別添 1）及び項番 5 に示す書類を項番 6 の申込先に提出する。

5 提出書類

参加資格があることを証明する書類

- (1) 法人登記簿謄本（申込前 3 ヶ月以内に発行されたもの（原本））
 - (2) 財務諸表（直近 2 期分）
 - (3) 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その 3）又は同（その 3 の 2）若しくは同（その 3 の 3）
 - (4) 充足証明書（別添 2）
 - (5) 実績証明書（別添 3）
 - (6) 誓約書（別添 4）
 - (7) 見積書（様式適宜）
- (注) (1)、(2) 及び (3) は平成 28・29・30 年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

6 問い合わせ・申込先

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 4 号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
株式会社日本政策金融公庫管財部契約課

担当：下振 洋子

電話：03-3270-1552

FAX：03-3270-1411

以上

参加申込書

「国民生活事業の創業支援に係る広報サービス」の公募に参加することを希望します。

平成 年 月 日

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

連絡先

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX)

(E-mail)

充 足 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

当社は、「国民生活事業の創業支援に係る広報サービス」について、「1 必要とするサービス・機能等」にある下記項目のすべてを満たす条件で履行することを保証します。

記

- 1 サイトの規模、機能
 - ア ホームページ上で提供されるサービスであること。
 - イ 創業予定者、創業者向けのサイトであること。
 - ウ 月間のUU数が26万人以上のサイトであること。
 - エ サイト閲覧者から情報掲載会社あてにセミナーや相談の申込ができる機能があること。
 - オ サイト会員数を20万人以上保有し、会員向けにメールマガジン及びメールDMを配信できる機能があること。
 - カ 掲載される内容、ページレイアウトは国民生活事業の裁量で自由に決定できるサイトであること。
- 2 サイト及び雑誌媒体双方に関連する機能及び相乗効果
 - ア 創業予定者、創業者向けの雑誌を発行しており、サイトとの相乗効果が期待できること。
 - イ サイト及び雑誌媒体の双方から資料請求が行えるレイアウトであり、管理画面上でID・パスワードを入力すると、資料請求情報が閲覧できること。
- 3 運営上の条件
使用するパスワードは国民生活事業により随時変更できること。
- 4 提案・レポートニング
 - ア 国民生活事業のサイトへの閲覧数について、毎月レポートを確認できること。
 - イ 国民生活事業のサイトへの閲覧数及び資料請求数、セミナー申込数を高める創意工夫又は提案が、継続的かつ機動的にできること。

以上

実績証明書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

参加資格について、以下のとおり適合することを証明いたします。

参加資格	合否判定の根拠となる事由
過去3年間（平成27年4月1日以降）に、政府系金融機関、民間金融機関（銀行、信用金庫、信用組合又は生命保険会社をいう。）に対し類似の業務内容についてサービス提供実績があること。	

(注) 「合否判定の根拠となる事由」欄の記載例は次のとおり。

→ 契約名、発注者、提供期間等

平成 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫
管財部 島本 さゆり 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、「国民生活事業の創業支援に係る広報サービス」に関する公募について、「3 参加者の資格」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること
 - イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - ロ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - (イ) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ハ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (ト) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - ハ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
- 3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- 4 公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者

以 上